○ 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則(平成十一年農林水産省令第六十九号)持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

八〜十三 (略)	農薬であって、農林水産大臣が別に定めるものを利用する技術をい	二条	2 (略) 第一条 (略) (持続性の高い農業生産方式に係る技術)	改正案
七~十二 (略)	(新設) (新設) 一个六 (略)	二条	2 (略) 第一条 (略) 第一条 (略) (持続性の高い農業生産方式に係る技術)	現行